ていた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件までとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式―１―１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

⑻　一次審査申請書及び一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　段階的選抜に関する事項

⑴　一次審査　上記２に掲げる競争参加資格（２⑹を除く）を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力を評価し、一次審査評価点を算出して与え、入札説明書に示す選抜者数を上限として、一次審査評価点合計の上位の者を選抜する。

ただし、選抜者数上限となる者の審査評価点合計と同じ点数の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

なお、競争参加資格（２⑹を除く）を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格（２⑹を除く）を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。

詳細は、入札説明書による。

⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、技術提案［ＶＥ提案］、工事全般の施工計画及び賃上げの実施に関する評価の評価を行う。

その際、発注者から「工事全般の施工計画書」について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。

詳細は、入札説明書による。

４　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を64点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑、㋒のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋓の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「下部（橋台、橋脚）工の品質確保に関する具体的な提案」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　賃上げの実施に関する評価

㋓　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㋐、㋑、㋒、㋓の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案［ＶＥ提案］及び②㋑の工事全般の施工計画、②㋒賃上げの実施に関する評価並びに②㋓の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②㋑㋒㋓の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㋐の「下部（橋台、橋脚）工の品質確保に関する具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②㋒の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、４点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は０点とする。

⑶　⑵②㋐、㋑、㋒の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐「下部（橋台、橋脚）工の品質確保に関する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　⑵②㋑で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

⑹　⑵②㋒で求めた、賃上げの実施に関する評価については、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から１年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については１点大きな配点）の減点を行う。